

本規約は、瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ2026」（以下「大会」という。）の実施にあたり、大会に参加する者（以下「参加者」という。）が守るべき事項及び注意すべき事項について定めるものとする。

なお、参加者は本大会にエントリー完了すると同時に、本規約のすべての事項を承諾したものとみなす。

【重要】

本大会は、事故のない安全な大会を開催するため、関係機関等と協議を重ね、高速道路本線等の走行が可能となっている。本規約が遵守できない場合は、大会の中断・中止や、今後大会を開催できなくなる可能性もあるため、必ず規約に目を通し、内容を遵守すること。

また、近年、本規約を遵守できていない一部の参加者の走行マナーについて、地域住民から厳しい意見が寄せられていることから、道路交通法だけではなく、マナーを守り、地域住民や参加者同士に配慮した行動を心がけること。

1 大会全般に関すること

- ① 本大会は、着順やタイムを競うレースではなく、ファンライドのイベントであり、参加者は、自己の責任で、安全管理や健康管理に十分な注意を払い、安全を最優先に大会に参加すること。
- ② 参加者は、主催者が定める規約、注意事項、重要事項、誓約事項（以下「規約等」という。）を事前に確認・理解し、承諾した上で大会に参加すること。規約等に違反しているときは、大会への参加を認めない。
- ③ 参加者は、主催者からのお知らせ、その他配布物等に留意するとともに、大会公式ホームページ等から大会に関する最新情報の把握に努めること。
- ④ 参加者は、開催地域が地元住民の生活道路であることを理解した上で、道路交通法だけではなく、マナーに配慮した行動を心掛け、瀬戸内しまなみ海道でのサイクリングを楽しむとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

2 参加資格に関すること

(1) 全コース共通

健康で、各コースを下表の時間内に完走できる脚力を有し、安全な走行が可能と自己の責任で判断できる者

コース	高速道路本線	全体
A	約23km（向島IC～大三島IC）を1時間5分以内	約70kmを5時間以内
B	約17km（向島IC～生口島南IC手前管理道）を55分以内	約70kmを6時間以内
C	約30km（今治IC～大三島IC）を1時間35分以内	約100kmを7時間30分以内
D	約43km（今治IC～因島南IC）を2時間20分以内	約140kmを8時間以内
E	約43km（今治IC～因島南IC）を2時間20分以内	約65kmを4時間30分以内
F	約30km（今治IC～大三島IC）を1時間35分以内	約70kmを6時間以内
G	約35km（今治IC～生口島南IC）を2時間5分以内	約75kmを6時間以内
H	約12km（来島海峡SA～大島BS）を1時間5分以内	約30kmを4時間以内

※エイドステーション滞在時間及び乗船時間等を含む。

※本表はあくまで該当区間を最後尾参加者が走行するのにかかる予測時刻である。実際はコースごとに開門時刻やフィニッシュ閉鎖時刻が設けられているため、当該制限時刻内に走行すること。

(2) A～Gコース

高校生以上で、自己の責任で走行可能であり、過去のサイクリングイベント等で出走コースと同距離程度の完走経験がある者

(3) Hコース

小学校4年生以上で、自己の責任で走行可能である者。ただし、小・中学生は、保護者・引率者等の責任を負える者の同伴が必要。

3 車種規定に関すること

(1)使用可能車種

- ① 法令等の定めるところに従い、公道を走るために必要な装備、機能等を有する自転車であること。また、電動アシスト付き自転車(E-BIKEなど)を使用する場合は、公益財団法人日本交通管理技術協会において電動アシスト自転車型式認定を受けた製品を使用するなど、電動アシスト付き自転車に対する規制に留意すること。
- ② フリーホイール式で前後のブレーキが完全に作動し、通常走行に耐えうる強度を備えていること。
- ③ 電動アシスト付き自転車は、全コース使用可能とする。(各コースの車種規定に該当する車種のみ使用可能)
ただし、当該自転車に特化したメカニックサービス(修理・充電等)は提供しないため、参加者自身が対応すること。

使用可能 ○	A～Gコース	<スポーツ車> ・ロードバイク ・MTB ・クロスバイク ・小径車(タイヤ径16～24インチ)
	Hコース	<スポーツ車・軽快車・タンデム車> ・ロードバイク ・MTB ・クロスバイク ・小径車(タイヤ径16～24インチ) ・軽快車(多段変速機付限定) ・タンデム車(2人乗り限定)
使用不可 ×	一般的に公道での走行が認められている車種であっても、安全管理のため、使用不可としているものがあるので、注意すること。 ・ピストバイク(固定ギア車) ・リカンベント ・ハンドサイクル ・ <u>ディスクホイール装着車(片輪のみでも使用不可)</u> ・補助輪付き自転車 ・トレーラー ・こども用補助いす付き自転車 ・各コースの使用可能車種に該当しない車種	

※タイヤの種類及び幅に規定は設けませんが、チューブラータイヤは修理対象外とする。

※軽快車(いわゆるママチャリ)の電動アシスト付き自転車は、A～Gコース使用不可。Hコースのみ使用可。

(2) ハンドル形状

- ① 素早いブレーキ操作の妨げになり、急勾配での操作に不向きな形状のハンドルは禁止する。
- ② 標準装備と異なる形状であり、走行上、危険と判断されるハンドルは禁止する。

スポーツ車	使用可能 ○	・通常のドロップハンドル ・フラットハンドル(バーエンドは使用可) ・ライザーバー ・ブルホーンハンドル
	使用不可 ×	・DHバー ・クリップオンバー ・スピナッチバー ・上図のようなドロップハンドルにアタッチメント方式で取り付ける補助バー
軽快車 タンデム車	使用可能 ○	・購入時に標準装備されているもの又はそれと同形状のもの
	使用不可 ×	・購入時に標準装備されているものと異なるタイプのもの ・同形状のものでも、必要以上に角度が付けられていたり、逆向きに装着されたりしているもの



(3) 装備品・付属品

- ① ヘルメット・前照灯(フロントライト)・尾灯(テールライト)又は反射板・ベルの装着を必須とする。
- ② 走行に不必要であり、安全走行の妨げとなる装備・装飾は禁止する。

必 須	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット (レザー、布製は禁止) ・ベル ・前照灯 (フロントライト) ・尾灯 (テールライト) 又は反射板 ※トンネル内を走行するため尾灯 (テールライト) の装着が望ましい。
推 奨	<ul style="list-style-type: none"> ・グローブ
使用可能 ○	<ul style="list-style-type: none"> ・ボトルケージ ・サイクルコンピューター ・自転車取り付けバッグ (サドルバッグ、フレームバッグ等) ・泥よけ ・カメラ (自転車本体又はヘルメット等に固定し、落下防止措置がとられているものに限る) ・その他、走行に必要な装備
使用不可 ×	<ul style="list-style-type: none"> ・走行に不必要、もしくは安全走行の妨げになる装備・装飾 ・かごの中に荷物、衣服等を入れての走行を禁止

4 検車、自転車の管理、服装及び携行品に関すること

(1) 検車

- ① 大会当日に使用する自転車については、必ず前照灯(フロントライト)・尾灯(テールライト)又は反射板、ベルを装備し、法令、車種規定等に適合するよう自己の責任において十分に整備すること。
- ② 自転車店等において、事前に点検及び整備を行っておくことを奨励する。
- ③ 前日受付時には自転車検査証の提出を義務付ける。
- ④ スタート前に、大会スタッフの目視による検車を実施し、整備が不十分な車両等、安全な走行に支障があると主催者が判断した車両は出走不可とする。

(2) 自転車の管理・盗難・破損

- ① 自転車には鍵をかけるなど、参加者自身で管理すること。自転車の盗難、破損などに際して、主催者はその責任を負わないものとする。

(3) 服装

- ① 走行中は、運動に適した視認性の高い服装を着用するものとし、仮装及び着ぐるみの着用は禁止する。
- ② 走行中は自転車用ヘルメットを必ず着用し、転倒の際の怪我の防止のため、グローブの着用を推奨する。

(4) 携行品

- ① ゼッケンはウェア(背中側)に取り付けること。ただし、リュック等を背負う場合はリュックに装着し、必ず視認できるようにすること。
- ② 自転車ゼッケンは、前から見えるように自転車のハンドル部分に取り付けること。また、ヘルメットゼッケンは、前から見えるようにヘルメット前方に張り付けること。
- ③ 原則として、パンク修理等は参加者自身で行うものとし、パンク等のトラブルに対処できる工具、ポンプ、予備チューブを携行すること。
- ④ 防寒降雨対策として、ウェア類、雨具等も準備すること。
- ⑤ 万が一の場合に備えてマイナ保険証または資格確認書(コピー不可)、携帯電話、金銭を携行すること。
- ⑥ 参加者自身で携帯できる補給食、ドリンクの持参を推奨する。
- ⑦ 携行品を自転車のかごに入れて走行することは、携行品が飛び出るなどの危険性があるため禁止する。

5 走行管理に関すること

本大会は、関係機関等と協議を重ね、高速道路本線等の走行が可能となっている。違反行為により、大会の中断、中止や今後の大会開催が認められなくなる可能性もあるため、内容を遵守すること。

(1) 走行ルール全般

- ①参加者は、法令、規約等を遵守するとともに、コース及び各会場では、大会スタッフ、警察官、警備員等（以下「スタッフ等」という。）の指示、誘導に必ず従うこと。
- ②危険な走行やスタッフ等の指示に従わないときなど、参加者の行為が悪質な場合には警告を行い、警告に従わない場合は、走行中止を命じる。
- ③参加者は、自らが出走するコースについて、経路、分岐点、エイド、関門、制限時間、走行上の注意事項などを事前に十分確認の上、大会に臨むこと。
- ④参加者は、事故を起こしたとき、怪我をしたとき、それらを目撃したときは、110番通報や119番通報等、適切な緊急通報を行った後、必ずスタッフ等に連絡すること。近くにスタッフ等が見当たらない場合は、大会運営本部に連絡すること。

(2) 高速道路本線及び一般道共通の走行ルール

- ①走行中は、急ブレーキなどによる事故を避けるため、周囲の参加者と適切な車間を空けるなど、道路及び交通等の状況に応じて、他人に危害や迷惑を及ぼさない速度と方法で走行すること。
- ②各コースの先導スタッフを追い越すことを禁止する。
- ③指定されたコース・順走方向を遵守すること。故意にコースを外れた場合は、原則リタイヤとし、収容車に収容のうえ、フィニッシュ会場へ移送する。
- ④他の参加者を追い越す場合は、周囲へのサインや声かけを必ず実行し、参加者同士が譲り合って安全な走行を行うこと。
- ⑤走行スタッフが制限時間内でのフィニッシュが困難である、又はこれ以上の走行の継続が不可能であると判断した場合には走行を中止させ、収容車に収容するので、スタッフ等の指示に従うこと。
- ⑥補聴器など聴覚機能を補完するための器具を除き、イヤホン等を装着しての走行を禁止する。
- ⑦カメラやスマートフォン等を片手に持った状態などでの片手運転を禁止する。また、参加者がドローン等（小型無人機）を飛行させて大会を撮影することは禁止する。
- ⑧天候不良時、夕暮れ時及びトンネル内を走行する際には、必ず前照灯（フロントライト）を点灯すること。

(3) 高速道路本線の走行ルール

- ①高速道路本線は、道路外への転落防止のための外壁やガードレール等の高さが低いなど、自転車の走行を前提とした構造ではないため、路側帯やカラーコーンで区切られたコース以外の場所などに入らない等、主催者が規定するルールを遵守するだけでなく、参加者自身においても常に安全な走行を行うこと。
- ②上り車線（今治から尾道方面行）を参加者の走行車線とする。片側一車線区間では、走行レーンの中央寄りを、原則二列走行すること。
- ③下り車線（尾道から今治方面行）は、緊急車両通行レーンのため、絶対に立ち入らないこと。緊急車両が走行してきた場合は、路側帯側に寄って走行すること。（路側帯内は走行しないこと）
- ⑤立ち止まっでの撮影を禁止する。事故等のやむを得ない場合を除き、高速道路本線上での停車を禁止する。

(4) 一般道・自転車歩行者道の走行ルール

- ①原則として、車道の左側端を一列走行すること。
- ②見通しの悪い箇所やカーブ（狭隘路・取付道・橋梁部）などの特に注意を要する箇所では、常に対向車が来るものと想定し、減速や安全確認などをした上で走行すること。無理な（危険な）追い越しや対向車線へのはみ出しは厳禁とする。
- ③走行中は、周囲の歩行者及び一般車両に十分注意し、安全のため、右左折時等の手・腕による合図を必ず実行すること。ただし、手・腕による合図を実行することが危険な場合は、声かけにより周囲へ伝えること。
- ④参加者の家族等が自家用車等で伴走することは非常に危険であり、一般車両の走行の妨げになるため禁止する。

(5) 自転車の故障

- ①自転車が故障した場合は、高速道路本線では非常駐車帯、一般道では路外（歩道）などの安全な場所に停車してから修理を行うこと。
- ②原則として、パンク修理等は参加者自身で行うこととし、自身で修理できない場合は、最寄りの大会スタッフの指示を受けること。
- ③スタート会場やエイドステーションでメカニックサービスを実施するが、部品交換が必要となる場合は有償とする。

6 関門及びリタイアに関すること

(1) 関門

- ①高速道路本線、一般道（エイドステーション）及びフィニッシュ地点には次のとおり関門を設置し、それぞれ閉鎖時刻を設定するので、走行管理上、リタイア者以外は必ず通過すること。なお、関門閉鎖時刻については、今後変更する可能性があるため注意すること。
- ②参加者は、関門閉鎖時刻を踏まえ、時間に余裕を持った計画的なペースでの走行を心掛けること。
- ③走行中に下表の関門閉鎖時刻を超えた場合には、次に到着する関門で収容車に収容し、フィニッシュ会場まで移送するので、大会スタッフの指示に従うこと。

コース	種別	関門場所	スタートからの距離	スタート時刻	関門閉鎖時刻（予定） ※1	形式関門時刻（予定） ※2
A	高速道	因島北IC	約7km	7:37~7:57 250名ずつ5分ごと	—	8:35
		生口島北IC	約12km		9:00	—
		生口島南IC手前管理道	約17km		8:55 ※3 9:15	—
	一般道	大三島IC	約23km		—	9:15
		多々羅しまなみ公園	約24km		10:45	—
		伯方S.Cパーク	約34km		14:35	11:00
		よしうみバラ公園	約47km		15:35	12:50
広小路【フィニッシュ】	約70km		17:00	—		
B	高速道	因島北IC	約7km	8:02 250名一斉スタート	—	8:35
		生口島北IC	約12km		9:00	—
		生口島南IC手前管理道	約17km		9:15	—
	一般道	瀬戸田サンセットビーチ	約23km		—	9:50
		岩城港 ※5	約41km		12:00	—
		万田発酵(株)	約57km		13:35	—
向島運動公園【フィニッシュ】	約75km		15:45	—		
C	高速	伯方島IC	約23km	8:15~8:31 250名ずつ4分ごと	11:00	—
	一般道	多々羅しまなみ公園	約31km		10:45	—
		大三島支所	約47km		12:20	—
		伯方S.Cパーク	約72km		14:35	—
		よしうみバラ公園	約85km		15:35	—
		広小路【フィニッシュ】	約100km		17:00	—
D	高速道	伯方島IC	約23km	8:35~8:39 250名ずつ4分ごと	11:00	—
		瀬戸田PA	約33km		11:35	—
		瀬戸田BS	約38km		11:20	—
	一般道	万田発酵(株)	約47km		11:45	—
		向島運動公園	約63km		12:35	—
		多々羅しまなみ公園	約101km		14:40	—
		伯方SCパーク	約111km		15:15	—
		よしうみバラ公園	約124km		16:00	—
広小路【フィニッシュ】	約140km		17:00	—		

コース	種別	関門場所	スタートからの距離	スタート時刻	関門閉鎖時刻（予定） ※1	形式関門時刻（予定） ※2
E	高速道	伯方島IC	約23km	8:43～8:55 250名ずつ4分ごと	11:00	—
		瀬戸田PA	約33km		11:35	—
		生口島南IC	約35km		11:05 ※4	—
		瀬戸田BS	約38km		11:20	—
	一般道	万田発酵㈱	約47km		13:35	12:10
		向島運動公園【フィニッシュ】	約65km		15:45	—
F	高速	伯方島IC	約23km	8:59～9:15 250名ずつ4分ごと	11:00	—
		大三島IC	約30km		11:20	—
	一般道	多々羅しまなみ公園	約31km		11:35	—
		伯方S.Cパーク	約41km		14:35	12:30
		よしみバラ公園	約54km		15:35	14:00
		広小路【フィニッシュ】	約70km		17:00	—
G	高速道	伯方島IC	約23km	9:19～9:23 250名ずつ4分ごと	11:00	—
		大三島IC	約30km		11:20	—
		瀬戸田PA	約33km		11:35	—
	一般道	瀬戸田サンセットビーチ	約41km		12:35	—
		岩城港 ※5	約60km		14:30	—
		弓削港【フィニッシュ】	約75km		16:00	—
H	一般道	よしみバラ公園	約16km	9:57～10:30 30～40名ずつ1分ごと	15:35	12:50
		広小路【フィニッシュ】	約30km		17:00	—

- ※1 関門閉鎖時刻 … 強制的にリタイアとなる時刻。当該時刻までに関門を通過できない場合、それ以降の走行は認めない。
また、フィニッシュ時刻までに到達できない場合は、完走とみなさない。
- ※2 形式関門時刻 … 走行の目安とする時刻（リタイア扱いとはならない）。当該時刻を経過した段階で、まだエイドステーションに残っている参加者がいた場合、速やかに出発しようスタッフがアナウンスをする。
- ※3 8:55以降に生口島南IC手前管理道に到達した参加者は、当管理道から高速道路本線を退出し、以降一般道を走行することで走行復帰を認める場合があるが、必ず大会スタッフの指示に従うこと。なお、9:15以降に生口島南IC手前管理道に到達した参加者はリタイアとなり、それ以降の走行は認めない。
- ※4 11:05以降に生口島南ICに到達した参加者は、当ICから高速道路本線を退出し、以降一般道を走行することで走行復帰を認める場合があるが、必ず大会スタッフの指示に従うこと。
- ※5 B・Gコースが立ち寄る岩城港は、両コース参加者が重複する恐れがないため、それぞれに関門時刻を設定する。

(2) リタイア

- ① 無断でリタイアすることは禁止する。
- ② 自転車の故障や体調不良を含め、リタイアする場合は、スタッフ等にリタイアする旨を伝えるとともに、必ずゼッケンと自転車ゼッケンを外すこと。
- ③ リタイアした参加者は、収容車又は救護車にて収容し、フィニッシュ地点に移送する。

7 参加受付・集合に関すること

(1) 受付

- ① 必ず大会前日（10月24日）に受付を行うこと。（当日の受付は不可）
- ② 申込時に選択した受付会場で手続きをすること。（申込後の受付会場の変更は不可）
- ③ 受付時間内に手続きができなかった者は、大会への参加を認めない。

(2) 集合

- ① 大会当日（10月25日）は、午前6時から西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）本線が通行止めとなるほか、スタート地点（向島IC、今治IC、来島海峡SA）の周辺道路も一部通行止めを行う予定であることを考慮の上、集合時刻に間に合うように余裕を持って来場すること。
- ② 申込時に駐車場利用を希望した参加者は、あらかじめ指定された駐車場を利用すること。
- ③ 駐車場から集合会場までは自走で移動すること。
- ④ 各コースのスタート時刻に間に合わない場合は出走不可とする。なお、その場合でも参加料等の返金は行わない。

8 免責に関すること

(1) 大会の中止・中断

- ① 地震・風水害・強風・降雪・落雷・事件・事故・感染症・Jアラート速報・テロなど危険が予測される場合には、主催者の判断により、大会を中止・中断する場合がある。
- ② 気象状況の悪化、走行環境の不良、感染症の蔓延など主催者の責めに帰することができない事由により、大会を中止・中断した場合は、参加料等の返金は行わない。

(2) 大会開催中の補償

- ① 大会開催中の参加者の傷病や事故への補償は、主催者に故意又は重大な過失がある場合を除き、主催者が加入する傷害保険等の補償内容の範囲内の補償とする。
- ② 自転車、装備品、携行品などの破損又は盗難等については、主催者加入保険の補償範囲外となるので、補償内容が不安な場合は、参加者自身で必要に応じて保険に加入すること。
- ③ 大会開催中のケガ等については、救護所で応急的処置を行うこととしているが、病院等での治療が必要となる場合、その治療費等（初診料を含む。）は自己負担となる。

[主催者加入の傷害保険内容]

補償対象範囲		補償金額	
災害死亡補償金	傷害事故	500万円	
	特定疾病		
後遺障害補償金	傷害事故	最高500万円	
	特定疾病		
療養補償金	入院日額（1日あたり）	傷害事故	5,000円（180日以内）
		特定疾病	
	通院日額（1日あたり）	傷害事故	3,000円（90日以内）
		特定疾病	

※保険期間：大会開始から終了まで

9 キャンセルポリシー

自己都合によるキャンセル・不参加となった場合は、参加料等の返金は行わない。